

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a 指定児童発達支援事業者は、児童指導員（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）別表第7第2項第8号アから<u>コ</u>までのいづれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。）または保育士および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。</p> | <p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a 指定児童発達支援事業者は、児童指導員（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）別表第7第2項第8号アから<u>サ</u>までのいづれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。）または保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。</u>以下同じ。）および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。</p> |

b～h 省略  
(イ) 省略  
ウ～ク 省略  
(5)～(13) 省略  
(14) 健康管理等  
ア～ウ 省略

エ 指定児童発達支援事業者は、イの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

|                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 児童相談所等における利用者の通所の開始前の健康診断 | 利用者に対する通所の開始時の健康診断 |
| 利用者が通学する学校における健康診断        | 定期の健康診断または臨時の健康診断  |
| (新設)                      |                    |

b～h 省略  
(イ) 省略  
ウ～ク 省略  
(5)～(13) 省略  
(14) 健康管理等  
ア～ウ 省略

エ 指定児童発達支援事業者は、イの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この号において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 児童相談所等における利用者の通所の開始前の健康診断 | 利用者に対する通所の開始時の健康診断                          |
| 利用者が通学する学校における健康診断        | 定期の健康診断または臨時の健康診断                           |
| <u>乳児または幼児に対する健康診査</u>    | <u>利用者に対する通所の開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断</u> |

才・力 省略

(15)～(22) 省略

2・3 省略

別表第2以下 省略

才・力 省略

(15)～(22) 省略

2・3 省略

別表第2以下 省略